

静岡産業大学学長事務専決規程

(趣 旨)

第1条 静岡産業大学の事務処理の円滑化と能率化を図るため、学長の権限に属する事務の一部を各学部の学部長及び事務局長に専決処理させるものとする。この場合において、学長が教授会の議決を経て行うものとされているものについては、学部長において当該教授会（学則第16条の2（転学部及び転学科）については、志願する学部の教授会を含む。）の議決を経て行わなければならない。

(各学部長の専決事項)

第2条 各学部学部長が専決処理できる事項は、学長が別に指定したもののほか、次に掲げる事項とする。ただし、専決処理できる事項であっても、特命があったとき、または重要若しくは異例であると認められるものについては、学長の決裁を受けなければならない。

- (1) 学則第12条の2（転入学）の転入学の許可
- (2) 学則第12条の3（再入学）の再入学の許可
- (3) 学則第12条の4（編入学等の場合の取扱い）の在学すべき年数等の決定
- (4) 学則第13条（退学）の退学の許可
- (5) 学則第14条（休学）第1項または第2項の規定に基づく休学の許可または休学の命令
- (6) 学則第16条（復学）の復学の許可
- (7) 学則第16条の2（転学部及び転学科）の転学部及び転学科の許可
- (8) 学則第33条（授業料等の分割納付）の授業料等の分割納付の許可

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長が専決処理できる事項は、学長が別に指定したもののほか、次に掲げる事項（静岡産業大学事務局職員に係る事項に限る。）とする。ただし、専決処理できる事項であっても、特命があったとき、または重要若しくは異例であると認められるものについては、学長の決裁を受けなければならない。

- (1) 学校法人新静岡学園就業規則（昭和41年4月1日施行。以下「就業規則」という。）第16条（金品の返還・事務引継）第2項の規定に基づく事務引継書の受理
- (2) 就業規則第18条（勤務時間・休憩時間）第4項の規定に基づく勤務時間等の変更
- (3) 就業規則第20条（休日）第2項の厚生休暇の承認及び第3項及び第4項の規定に基

づく休日の変更または振替

- (4) 就業規則第22条（時間外・休日勤務）第1項及び第2項の規定に基づく時間外若しくは休日勤務の命令またはそれらの承認
- (5) 就業規則第24条（欠勤）第1項及び第2項の規定に基づく欠勤届及び医師の診断書の受理
- (6) 就業規則第25条（遅刻・早退・私用外出等）第1項の規定に基づく遅刻・早退等の届出の受理
- (7) 就業規則第26条（出張）第2項の出張の承認及び第5項の規定に基づく報告の受取
- (8) 就業規則第28条（年次有給休暇）第4項の規定に基づく年次有給休暇予定日の届出の受理及び時季変更権の行使
- (9) 就業規則第29条（特別有給休暇）の規定に基づく特別有給休暇の承認
- (10) 就業規則第31条（生理休暇）の規定に基づく生理休暇の承認
- (11) 就業規則第32条（妊娠中及び出産後の健康管理）の規定に基づく就業免除の承認
- (12) 就業規則第35条（服務規律）第9項の承認及び第10項の規定に基づく届出の受理
- (13) 学校法人新静岡学園旅費規程（昭和41年4月1日適用）第2条（出張の定義）及び第4条（出張の届出）の規定に基づく出張命令及び出張の届出の受理

（補 則）

第4条 この規程に定めるもののほか、静岡産業大学学長の事務専決について必要な事項については、理事長が学長の意見を聴いて定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年10月1日から施行する。